

## 新型コロナウイルス対策に関する提言

令和2年9月4日  
自由民主党政務調査会  
新型コロナウイルス関連肺炎対策本部

新型コロナウイルス感染症への対応については、本年2月以降、対策本部として累次の提言を行ってきた。政府も令和元年度予備費、第1次・第2次の令和2年度補正予算を編成し、その後も令和2年度予備費を活用するなど、短期間に、過去に例を見ない規模の対応を行ってきたところである。

しかしながら、7月以降には感染が再拡大し、経済活動との両立を図る中での感染対策が求められている。感染者の累積により、3、4月の状況とは違うといえども、改めて医療機関への負荷も高まる状況となっている。

すでに長期間にわたる新型コロナウイルスとの戦いの中で、医療の現場は相当に疲弊している。最前線で新型コロナ患者に対応している医療機関は無論のこと、地域の医療機関の役割分担の中で、直接、新型コロナ患者の治療を行っていない医療機関においても、感染リスクに直面しながら地域住民の一般医療を支えてきたが、手術の延期や患者の受診控え等により、厳しい経営状況となっている。これについては、9月1日に既に当本部より提言を行ったところである。

これまでに得られた新たな知見等によれば、リスクの態様に応じたメリハリのある対策を行っていくことによって経済活動と感染拡大の防止の両立は可能であり、今、為すべきは、国民の命と生活を共に守り抜くという立場に立って、経済活動を維持しつつ、重症者や死亡者を最小限にとどめるため、医療の確保に万全を期していくことである。

特に、次の季節性インフルエンザとの複合的事象については、発熱患者への検査・医療、事前のワクチン接種など、対策に万全を期さねばならない。また、治療薬、ワクチンの確保、研究開発を進め、国民の安心を守る必要がある。

こうした対応と並行して、3、4月の流行とその後の緊急事態対応、緊急事態宣言解除後の状況、7、8月のコロナウイルスの再流行を通じたこれまでの課題を踏まえた上で、今後の対策の在り方を見据え、法改正も含め、「withコロナ」の時代にふさわしい対策を実施していく必要がある。

雇用対策については、雇用調整助成金の延長が発表されたが、その後の展望を見据えつつ、バランスのとれた雇用対策を進める必要がある。

こうした観点を踏まえ、別紙の取組みの実現を要請する。

## 1 法改正等への対応について

これまでの新型コロナウイルス対策をめぐる課題や、当本部感染症対策ガバナンス小委員会及び再流行コンティンジェンシープラン PTにおいて提言としてとりまとめられた指摘事項を踏まえ、政府において、タイムスケジュールと実現可能性を考慮し、当面の対応事項及び中長期的な対応事項を整理の上で、法改正を含めた対応を適切に行うこと。特に、感染症法における権限の運用については、これまでの医学的知見等を踏まえ、次の季節性インフルエンザの流行期までに、政令改正も含め、柔軟に必要な見直しを行うこと。

## 2 次の季節性インフルエンザ流行期の新型コロナウイルス感染症対応について

次のインフルエンザ流行期には、発熱患者が急増することが予想される。発熱患者がかかりつけ医等の地域で身近な医療機関において、それ以外の患者と接することなく受診し、必要な検査を受けられるような体制を確保するため、発熱患者の相談・外来診療・検査を担う医療機関への支援を行うこと。また、そのための検査体制を抜本的に拡充すること。

## 3 治療薬、ワクチンについて

治療薬の供給を確保し、研究開発に対する支援を行うこと。また、ワクチンについて、国際的な協力を進め、全国民に提供できる数量のワクチンが確保できるよう全力を尽くすとともに、法的措置を含めた検討を進めること。

## 4 雇用対策について

政府においては、雇用調整助成金の特例措置について、12月末までの延長を決定した。現状の雇用の維持を図ると同時に、今後、ポストコロナの経済社会を展望し、これに適合した雇用の実現、貧困世帯への生活支援が図られるよう、経済活動の回復や進展が期待される分野（業種、地域等）への労働移動や人材確保、時代のニーズに応じた職業訓練、就職支援の強化等、全体としてバランスのとれた雇用対策を進めること。

(以上)